施設使用料の算出に関する基本方針

令和８年７月２８日　諏訪市

目次

Ⅰ　基本的な考え方

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　対象とする施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ　理論上の適正使用料の算出方法

１　算出方法の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２　使用料原価の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　受益者負担割合の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

※算出例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅲ　見直しに向けた使用料の具体的な設定方法

１　算出結果の比較と改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

２　設定における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅳ　その他の事項

１　見直しのサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２　使用料の算出単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

３　市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅰ　基本的な考え方

１．はじめに

これまで本市では、多様な行政需要に対応するため、昭和 30 年代後半以降に多くの公共施設等を整備してきました。高度経済成長期に集中的に整備されたこれらの公共施設等は、今後、急速に老朽化し、維持管理・修繕に多額の経費が必要になるほか、建替えが一時的に集中し、大きな財政負担となることが予想されます。

本市における現状の使用料の設定は、増加する施設の維持管理経費に十分対応できておらず、使用料収入では不足する維持管理経費を公費（税金）で補填しているため、施設を利用しない市民の負担が大きくなっています。持続可能な施設サービスを提供し続けるためには、従来の運営方法を見直し、時代の変化に即した施設のあり方を精査するとともに、必要に応じた改善を行うことが喫緊の課題です。

そこで、本市では長期的な視点に立ち、限られた財源をいかして、施設総量の適正化、長寿命化など、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を示すことを目的とする「諏訪市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）」を策定し、施設の統廃合や再編など、施設総量の適正化に努めてまいりました。

計画については、令和８年度で 10 年間の計画期間が満了し、施設全体の総延床面積を10%以上縮減するという所期の目標を達成する見込みとなっていますが、今後も市民生活に不可欠な施設として維持・運営していく施設については、サービスの質や利便性を維持しながら安定的に運営していくため、その具体的な方策を定め、早期に着手していく必要があります。

本方針は、この「諏訪市公共施設等総合管理計画」に基づき、使用料の算出方法の基本的な考え方などを定めることで、これからの社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、受益と負担の公平性を確保した使用料設定とすることを目的としています。

２．基本方針

（１）受益者負担の原則

地方自治体が提供する行政サービスの中には、特定の人に対して特に利益を生じるものがあります。たとえば、住民基本台帳を整備・管理することは市町村の義務ですが、住民票の写しを交付することは、交付を請求した人にのみ利益が発生すると考えられます。

このような場合、行政サービスの受益者が適正に費用を負担せず市民全体の税金で費

用を負担すると、受益者が市民全体の負担で特別の利益を得る一方で、それ以外の市民は費用のみを負担して利益を享受できないという不公平が生じてしまいます。

このような、特定の人に対する行政サービスの受益者は応分の費用を負担すべきという考えを受益者負担の原則といい、これを使用料の設定に関する基本原則とします。

（2）算出方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分の負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を担保する必要があります。そこで、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（使用料原価）を明らかにし、使用料原価と受益者負担割合に基づく使用料の算出方法を定めます。

（３）経費節減・サービス向上の取組み

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理経費が原価計算の基礎となることから、市は可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減を進め、原価の削減を図ります。併せて、利用満足度を高めることにより利用者を増加させ、収入増を図ります。

（４）定期的・継続的な見直しの実施

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されるため、使用料の見直しは定期的に行われる必要があります。そこで、原則として４年ごとに使用料全体の見直しを実施することとします。また、定期的な見直し以外にも、必要が生じた場合には随時見直しを行います。

３．対象とする施設

原則として使用料を徴収可能なすべての公共施設を見直しの対象とし、新たに設定する使用料についても本方針に基づいて使用料の検討を行います。ただし、本方針に定める原価計算に基づく使用料設定を行うことが適切でないと考えられる以下のものについては、別の方法により使用料設定を行います。

- 国や県の基準、法令等で使用料の額や算出方法が定められているもの
- 施設の性質上、算出方法が適さないもの（例：道路占用料、行政財産の目的外使用に係るもの、下水道などの公営企業関連）

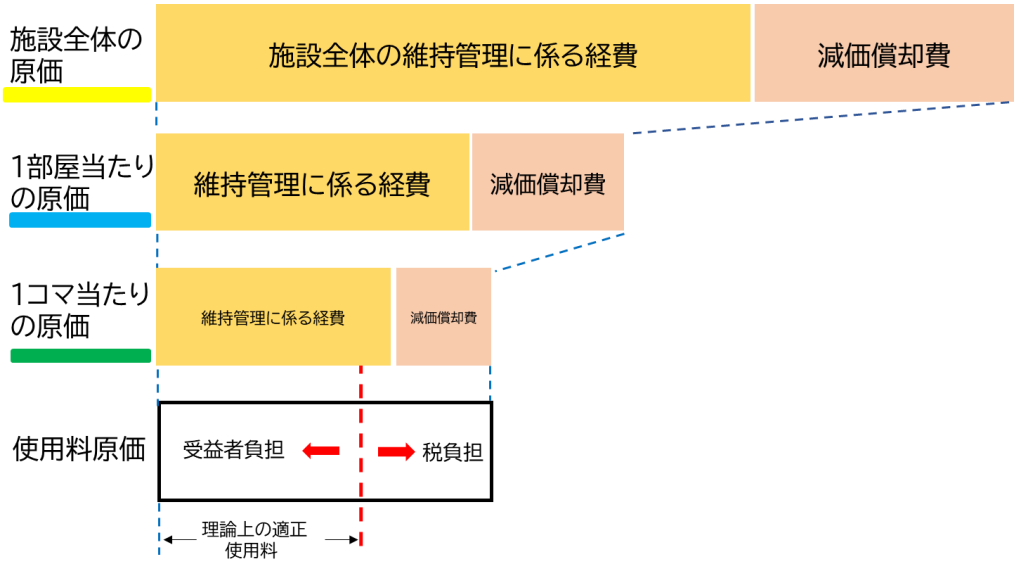
Ⅱ　理論上の適正使用料の算出方法

１．算出方法の基本

積算根拠を明確にした使用料算出とするために、施設サービスに係るコストである使用料原価と、施設の特性に応じた受益者負担割合を掛け合わせた金額を、理論上の適正使用料とします。

理論上の適正使用料 ＝ 使用料原価 × 受益者負担割合

＜図１　計算のイメージ図＞



２．使用料原価の算出方法

（１）対象とする経費の範囲

使用料原価を計算する際は、＜表１＞を参考に、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、減価償却費を対象として、直近３ヶ年の決算額の平均を用いて積算するものとします。

＜表１　使用料原価算出費目＞

人件費	職員給与（諸手当を含む）、会計年度任用職員報酬、共済費等。直近の決算額に基づき算出した人件費単価に、当該施設の管理運営に直接従事する職員及び間接的に従事する職員の数を乗じて算出します。なお、他の業務と兼務している職員については業務量等に応じて按分した数を用いることとします。

物件費	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等。消耗品費、光熱水費、システム関連委託料、保守点検委託料、土地借上料、機器賃借料等の実績額を用います。
維持補修費	施設や設備器具の修繕費の実績額を用います。
補助費等	報償費、保険料、負担金等の実績額を用います。
減価償却費	建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費を用います。固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出します。

（２）按分について

複数の施設や事務に係る経費を一括で経理している場合は、それぞれの施設や事務の占める割合に応じて按分して原価に含めるものとします。

（３）施設・事務類型の設定

原則として、各施設・サービスごとに使用料原価の計算を行いますが、煩雑さ回避や公平性の確保のため統一を図る必要が認められるものについては、類型ごとに原価計算を行います。

（４）使用料原価計算方法

①貸室等（会議室・ホール等）の使用料原価

会議室、ホール等の貸室に代表される一定のスペースを利用者に提供する性質の施設は、次の算式により使用料原価を計算します。１室あたりの年間経費は面積による按分を用いる等の合理的な方法により算出します。

$$\text{使用料原価} = (\ \text{維持管理に係る経費} + \text{減価償却費}\ ) \times \frac{\text{使用床面積}}{\text{延床面積}} \times \frac{\text{1コマ当たりの貸出時間}}{\text{年間利用可能時間}}$$

②個人利用施設（美術館、博物館等）の使用料原価

①の算出方法がなじまない性質の施設（不特定多数の個人が同時に利用する施設等）は、次の算式により使用料原価を計算します。

$$\text{使用料原価} = (\ \text{維持管理に係る経費} + \text{減価償却費}\ ) \div \text{年間利用者数}$$

3．受益者負担割合の設定

（1）受益者負担割合の考え方

公共施設には多種多様な施設があり、施設それぞれで設置目的、サービスの内容は異なります。施設を利用する人と利用しない人の均衡を図るために、施設ごとに行政が関与すべき度合いを、そのサービスが日常生活の上で必ず必要かどうか（必需性）と民間で提供することが可能かどうか（市場性）の２つの観点から定めます。

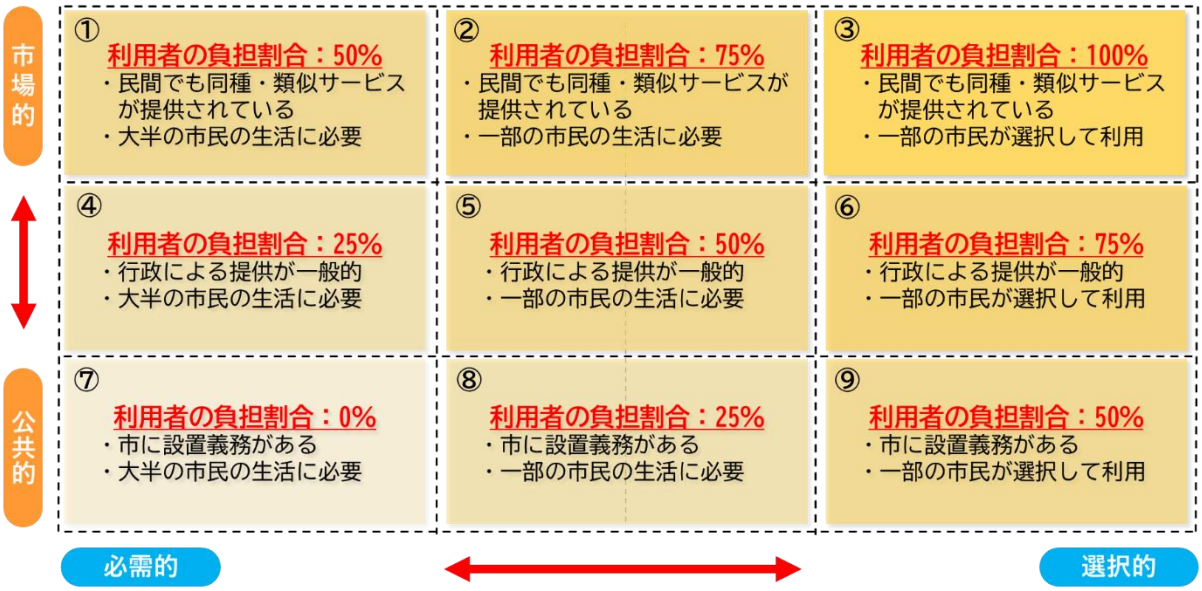
＜表２　公共施設の分類＞

基　　準			受益者負担割合
必需性の観点	必需的施設	市民の日常生活において最低限必要なサービスを提供する施設	低
	選択的施設	利用が個人の価値観や嗜好に依存する施設や、特定の層のみが利用する施設	高
市場性の観点	公共的施設	民間による提供が困難で、行政による供給が求められる施設	低
	市場的施設	民間でも類似サービスが提供され、行政と競合する可能性がある施設	高

（2）分類に応じた受益者負担割合

各施設の受益者負担割合は＜図２＞を用いて定めます。

＜図２　利用者の負担割合＞



※算出例・・・<u>〇〇会議室１コマ（3 時間）の場合</u>

１．基礎数値

① 施設全体の維持管理に係る経費（3 か年平均）…20,132,000 円
② 減価償却費（3 か年平均）…2,148,000 円
③ 会議室の面積…42 ㎡
④ 施設の延床面積…845 ㎡
⑤ 1 コマ当たりの貸出時間…3 時間
⑥ 年間可能利用時間…2,910 時間
⑦ 受益者負担割合…75%

２．使用料原価

$$\text{使用料原価} = (\ \text{維持管理に係る経費} + \text{減価償却費}\ ) \times \frac{\text{使用床面積}}{\text{延床面積}} \times \frac{\text{1コマ当たりの貸出時間}}{\text{年間利用可能時間}}$$

⬇

（①20,132,000 円+②2,148,000 円）×③42 ㎡/④845 ㎡×⑤3H/⑥2,910H＝1,032 円…⑧

３．理論上の適正使用料

理論上の適正使用料 ＝ 使用料原価 × 受益者負担割合

⬇

⑧1,032 円×⑦0.75＝<u>**774 円**</u>

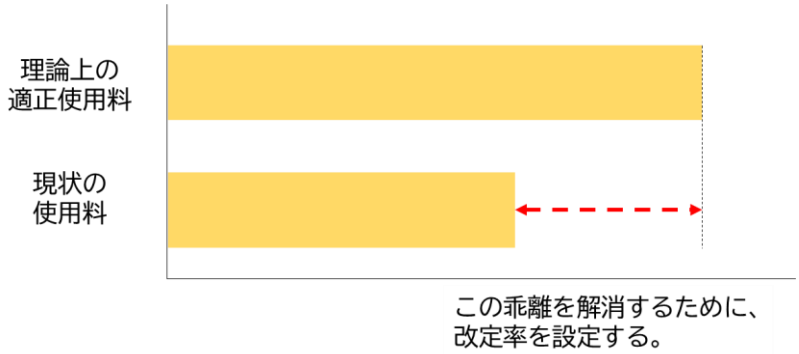
〇〇会議室の１コマ（3 時間）当たりの理論上の適正使用料は <u>**774 円**</u>となります

Ⅲ　見直しに向けた使用料の具体的な設定方法

１．算出結果の比較と改定

Ⅱにより算出した理論上の適正使用料と、現状の使用料を比較し、その乖離率に応じて改定率を決定します。乖離が著しい場合は、利用者負担の急激な増加による利用低下を防ぐため、改定後の使用料は現行使用料の 1.5 倍を上限とするなどの対応を行います。

＜図３　使用料の見直しイメージ＞



２．設定における留意事項

（１）同種・類似施設間の均衡

同一地域内、または近隣自治体や民間施設との金額の差が極端にならないよう、施設を類型化した上で均衡を図ります。

（２）利用実態に即した調整

利用状況、時間帯・曜日ごとの差、さらには営利目的か非営利目的かなどの条件により、使用料に格差を設けることができるものとします。

（３）附属設備等の取扱い

本施設の主要なサービスに加え、貸出備品や附属設備の使用料については、個別の算出方法により適切な使用料設定を行います。

（４）サービス水準の見直し

理論上の適正使用料が現行の使用料と乖離している場合において、使用料改定と併せて、サービス水準の見直しについても検討します。具体的には、業務の見直しや効率化により使用料を引き上げないことや、施設改修や設備投資、サービスの拡充を行うことで現行の使用料を維持することができるものとします。

（５）維持管理経費に対する使用料収入の状況

施設の維持管理経費が、使用料収入でどの程度賄われているかを算出し、理論上の適正使用料との乖離状況を踏まえて改定率を設定することができるものとします。

Ⅳ　その他の事項

１．見直しのサイクル

受益と負担の公平性の確保および施設サービスの向上のため、原則として 4 年ごとに使用料の見直しを実施します。ただし、新規に設定された使用料については、次回見直しサイクルとの調整により、一定期間（2 年未満）の見直しは行わない場合もあります。

また、指定管理者制度を導入している施設については、基本協定の締結期間中は現行使用料を維持し、協議により例外措置を講じることも可能とします。

２．使用料の算出単位

利用者の利便性および窓口での事務効率を考慮し、使用料の単位は原則 10 円単位とし、10 円未満の端数は切り捨てるものとします。

３．市の責務

受益者負担の原則に基づいた使用料設定の下、施設運営に係る経費削減や利用率向上、さらには利用者満足度の高いサービス提供に努めるとともに、計画的な施設更新や改修を通じて、持続可能な施設運営を目指します。

また、使用料の改定に当たっては、事前の準備と周知を徹底し、円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。